

## (報 告)

東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東郷町国民健康保険税条例（昭和38年東郷町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第23条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「285,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

## 附 則

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の東郷町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 第2条第2項関係

保険税の項目	保険税の税率		
	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
① 所得割	6.03% [5.85%]	1.79% [1.64%]	1.50% [1.34%]
② 均等割	25,900円 [25,500円]	7,500円 [7,000円]	8,200円 [7,600円]
③ 平等割	22,500円 [23,400円]	6,600円	4,800円 [4,700円]
限度額	630,000円 [610,000円]	190,000円	170,000円 [160,000円]

※[ ]内は令和元年度の税率等

## 第23条関係

	軽減割合	条 件	
		新	旧
低所得世帯に対する軽減	7割	総所得金額が33万円以下	総所得金額が33万円以下
	5割	総所得金額が33万円 + <u>28万5千円</u> × 被保険者数 以下	総所得金額が33万円 + <u>28万円</u> × 被保険者数 以下
	2割	総所得金額が33万円 + <u>52万円</u> × 被保険者数 以下	総所得金額が33万円 + <u>51万円</u> × 被保険者数 以下